

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律
規制の名称	（１）国内における違法漁獲物の流通防止のための規制 （２）IUU（違法・無報告・無規制）漁獲物の流入防止のための輸入の規制
規制の区分	新設
担当部局	水産庁漁政部加工流通課
評価実施時期	令和２年１０月
規制の目的、内容及び必要性等	【背景・課題】 国内に違法漁獲物が流通する要因として、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものの判別が困難である点が挙げられる。また、流通過程での違法漁獲物の混入は引き続き放置され、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。さらには、国際社会においてIUU漁業※撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているＥＵや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。 ※ IUU漁業とは、Illegal, Unreported and Unregulated 漁業の略称であり、違法（Illegal）、無報告（Unreported）、無規制（Unregulated）で行われる漁業のことを指している。 【規制の内容】 （１）国内における違法漁獲物の流通防止のための規制として、以下の措置を設ける。 ア 漁業者等の届出 特定第一種水産動植物（国内における違法及び過剰に採捕されるおそれの大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするともに、届出の際

に通知される番号を含む漁獲番号（以下、「漁獲番号等」という。）を伝達の上、譲渡しを行うこととする。

イ 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。

ウ 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。（取扱事業者もアと同様に届出を行う。）

エ 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

オ 農林水産大臣は特定第一種水産動植物等取扱事業者が上記イ又はウに違反していると認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができることとする。

（２）IUU漁獲物の流入防止のための輸入規制として以下の措置を設ける。

特定第二種水産動植物（国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種）等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

なお、立入検査として、農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者等に対し、上記（１）アからエ及び（２）の実施状況に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所等に立ち入り、業務の状況、特定水産動植物等、帳簿、書類等を検査等させることができることとする。

想定される代替案	特定の水産動植物について、違法漁獲物を流通の入口で排除するため、漁業者や漁協は一律に漁獲証明書を添付することとし、販売・購入に係る取引記録を作成・保存することとする。それ以降の取扱事業者については、漁獲証明書の添付や取引記録の保存を努力義務とする代替案が考えられる。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	現時点で費用を試算することは困難。	現時点で費用を試算することは困難。
行政費用	7億1,420万円 (1億4,284万円(487万円×7名+435万円×25名)×5年)	7億1,420万円 (1億4,284万円(487万円×7名+435万円×25名)×5年)
直接的な効果（便益）の把握	本規制を導入することで、特定水産動植物の違法漁獲物の市場への流入が防止されるため、長期的には密漁件数を半減させる効果が期待できる。	本規制を導入することで、特定水産動植物の違法漁獲物の市場への流入が防止されるため、長期的には密漁件数を減少させる効果が期待できる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	違法漁獲が減少することによって、対象水産物の流通量が減少し、取引価格の上昇が想定される。その際、加工業者は、一時的な原料価格上昇により利益が減少する可能性はあるが、本規制による流通の適正化によって、漁業者による資源の有効利用が可能となり、漁獲量が増大し、取引価格が安定することから、その影響は限定的であると考えられる。 一方、本規制により、国内で流通する特定の水産物について国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ることで、違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展が期待される。	本規制と比較した際に、漁獲証明書の添付義務や取引記録の保存義務の対象を一次買受事業者までに限定してしまうと、それ以降の流通段階での違法漁獲物の流入を防ぐことができず、目的である国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ることができず、不十分な制度となる可能性がある。

費用と効果（便益）の関係	本規制の新設に係る費用について、遵守費用の把握は上記のとおり把握困難である。 一方、行政費用については、7億1,420万円（1億4,284万円×5年）と見込まれる。なお、副次的な影響として、違法漁獲の減少により、対象水産物の流通量が減少し、取引価格の上昇が想定される。その際、1次買受人の加工業者や流通業者等は、一時的に原料価格上昇により利益が減少することが見込まれる。ただし、規制により、適正な漁業管理の下、漁業者による資源の有効利用が可能となり、漁獲量が増大し、取引価格が安定することから、その影響は限定的と考えられる。 便益については、密漁被害を防ぐことにより発生する反射的利益については直接便益となることが見込まれる。また、このことによる副次的影響で、漁業者の利益増大、加工業者の取扱量増大、地方での雇用増大による水産業の活性化を考えると、長期的には便益が費用を上回ることが期待できるため、当該規制を新設することが妥当である。
その他の関連事項	【参考 検討会における議論の経緯】 ・ 昨年9月より、生産者、加工・流通業者、自然保護団体、学識経験者や行政関係者等の各方面からの参画を得て、 - I 国内における水産物流通の実態、 - II IUU 漁業をめぐる世界的な動き - III 欧米等が水産物輸入の際に求める漁獲証明制度 等を踏まえながら7回にわたり検討会を実施。 公表URL http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/gyokakusyomei.html
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	